

2018年12月21日

## 京都大学イノベーションキャピタルの投資指針について

京都大学イノベーションキャピタル株式会社（本社：京都市左京区、代表取締役：室田 浩司）はこのたび、投資先の選定に関して「ESG 投資及び SDGs の尊重」と題した指針を定め公表することとしました。

ESG（Environment 環境、Social 社会、Governance 企業統治）投資は、短期的な利益追求ばかりが強調されてきたこれまでの投資に対する反省から生まれた概念で、投資候補の成長性や収益性だけでなく、事業を通じて環境や社会への責任を果たしているかどうかという点も重視するべきであるとしています。一方、SDGs は、2015 年に国連で採択された「よりよい世界を目指すためのビジョン」であり、17 の目標から構成されています。

当社は今後、投資先を決定する際の判断基準の 1 つとして事業内容が ESG 及び SDGs を満たしているかどうかを確認し、投資後も ESG 及び SDGs の精神を尊重した事業方針を取るよう促していきます。そうすることで、結果的に投資先の中長期的な企業価値や当社が運営するファンド価値の向上につながると考えています。

「ESG 投資及び SDGs の尊重」の詳細については、別紙資料をご参照下さい。

### ○京都大学イノベーションキャピタル株式会社（京都 iCAP）について

京都 iCAP は、京都大学に属する研究者による知（研究成果・技術等を含む）を事業化することを目的とする企業（共同研究企業からのカーブアウトを含む）へ、投資その他の支援を行うことを目的に、平成 26 年 12 月に国立大学法人京都大学の 100%出資子会社として設立されました。当社は、平成 28 年 1 月に京都大学及び民間金融機関からの出資を受け、当社を無限責任組合員とする 160 億円の KYOTO-iCAP1 号ファンドを組成いたしました。当社では、基礎研究に強みを持つ京都大学の研究成果を基に、その実用化を志向する大学発ベンチャーに対して、期間 15 年のファンド運用期間を活かして、シード・アーリーステージの段階から長期に亘る支援・出資を行ってまいります。

#### 【お問い合わせ先】

京都大学イノベーションキャピタル株式会社  
〒606-8317 京都市左京区吉田本町 36 番地 1  
京都大学国際科学イノベーション棟東館 4 階  
事業企画部長（広報担当） 河野修己  
事業企画部（企画担当） 森野薫子  
TEL：075-753-5303 FAX：075-753-7592  
E-mail：info@kyoto-unicap.co.jp

「イノベーション京都 2016 投資事業有限責任組合」における投資指針（1）  
ESG 投資及び SDGs の尊重

### 1. ESG 課題への取り組み

環境問題・社会問題・適切な企業統治といった3つの要素（以下、ESG 課題）が、投資先企業の長期的な企業価値向上に大きな影響を及ぼすと言われ、年々その影響度合が高まっている。「イノベーション京都 2016 投資事業有限責任組合」における投資期間は長期にわたることから、同有限責任組合の健全な運営には、投資に際して ESG 課題へ配慮することが不可欠となる。そこで、当社では、すべての投資案件に関して、これらの ESG 課題を考慮した上で投資判断を行うものとする。

### 2. ESG 課題の具体例

ESG 課題として、以下のような問題を想定しているが、これらに限らない。

#### ・環境問題

気象変動・地球温暖化対策、二酸化炭素排出・公害、天然資源の有効活用 等

#### ・社会問題

社会の多様性の確保、企業の採用・雇用方針（公平性、多様性、安定性）、職場における女性の活躍、人権侵害・人種差別、消費者保護、動物保護 等

#### ・企業統治

適切な経営組織の構築（取締役会の構成、代表取締役と取締役会との権限の均衡）、社員行動規範、従業員間の適切な評価と報酬、適正配置 等

### 3. SDGs の尊重

国際社会が持続的に発展する上で、共通する諸目標(SDGs:Sustainable Development Goals)を尊重した事業活動に取り組む企業に対して積極的に支援・投資を行う。また投資後も、投資先企業に対してこれらの目標に向けた取り組みを促していくように努めるものとする。

### 4. SDGs の諸目標

持続可能な開発の3つの側面である経済成長、社会的包摂、環境保護を調和させ、人間の幸福、地球環境・資源への配慮、パートナーシップ、豊かさ、平和を実現するために、2015年9月にニューヨーク国連本部にて採択されたアジェンダ「Transforming our world: the 2030 for Sustainable Development」で定められた17の目標をSDGsの諸目標と認識する。ここでいう17の目標とは、以下を指す。

1. 貧困の撲滅
2. 食料の安定確保・栄養状態の改善・持続可能な農業
3. 健康と福祉の追求
4. 質の高い教育機会の確保
5. ジェンダー平等の実現
6. 安全な水と衛生の確保
7. 持続可能なクリーンエネルギーへのアクセス確保
8. 持続可能な経済成長と生産的な完全雇用の追求
9. 持続可能な産業化とイノベーションの拡大
10. 国内・国家間の不平等の是正
11. 包摂的で安全な住まいの持続的確保
12. 持続可能な消費と生産のパターンの確保
13. 気候変動に対する対処・対策
14. 海洋資源の持続的確保
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進
16. 持続可能な開発のための平和で包括的な社会促進、司法へのアクセス提供
17. 持続可能な開発のための実施手段強化、グローバル・パートナーシップ活性化

#### 5. ESG と SDGs との位置付け

ESG は、企業の投資価値を測るための非財務情報として位置付けられる。一方、SDGs は、主に投資先企業が主体的に取り組むべき目標であると認識し、各投資先企業が自社の経営戦略に SDGs を取り込んでいくことが奨励される。

非財務指標としての ESG に配慮した投資決定プロセスは、自ずと SDGs に積極的に取り組む企業の選定に繋がっていくものと考え、SDGs を尊重する投資先企業は、ESG の観点から当社の投資適合性を確保できると思料される。

また、投資先企業が持続的に SDGs に取り組むことが、当社が運営するファンド全体の長期的な価値向上にもつながると期待している。

(参考～ESG 投資と SDGs との関係)

